



第5章

共通的・基盤的な施策の推進

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境に配慮した施策手法の推進

1 環境影響評価の概要【環境政策課】

環境影響評価（環境アセスメント）は、環境に著しい影響を与えるおそれのある事業の実施前に環境への影響について調査、予測又は評価を行い、環境の保全について配慮するものです。

環境影響評価の推進は、開発事業等による環境への悪影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために極めて重要です。

国においては、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、平成5年に環境影響評価の推進に関する規定を設けた「環境基本法」が公布・施行されました。また、平成6年に策定された「環境基本計画」において環境影響評価制度のあり方の調査研究の推進が定められ、平成9年に「環境影響評価法」が公布され、平成11年から全面施行されました。

また、このほかに、「公有水面埋立法」、「港湾法」の個別法等に基づいて環境影響評価が実施されています。

本県においては、平成3年に「島根県環境影響評価実施要綱」を定め、大規模な開発事業で環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業を対象に運用してきました。その後、平成9年に制定された「島根県環境基本条例」において環境影響評価の推進が定められたことを契機として平成11年に「島根県環境影響評価条例」が成立し、平成12年から全面施行されました。

2 環境影響評価の実施状況【環境政策課】

本県において平成21年度に環境影響評価を実施した事業は、1件でした。

表5-1-1 環境影響評価の実施状況

対象事業名	都市計画道路三隅益田線
対象事業の種類	道路
対象事業の規模	4車線 約15.2km
対象事業実施者	国土交通省
対象事業実施区域	浜田市三隅町～益田市遠田町
根拠法令	環境影響評価法
準備書に対する知事意見を述べた日	平成22年2月1日
評価書公告・縦覧	平成22年10月19日から1ヵ月

3 土地利用対策【土地資源対策課】

(1) 国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

このような趣旨のもとに、昭和52年10月に島根県国土利用計画を策定し、その後、平成8年7月に第三次計画を、さらに平成21年3月には第四次計画を策定しています。

また、県内の市町村では、同様の趣旨で市町村国土利用計画の策定が進められていますが、市町村合併後に新しい計画を策定した市町村はまだありません。

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

(2) 島根県土地利用基本計画

土地利用基本計画は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等に関する事項を内容としており、計画書と図面からなっています。

この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、また土地利用に関する諸計画の上位計画として位置づけられています。

(3) 土地取引の届出勧告制度

国土利用計画法は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念とし、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としています。

このため、一定面積以上の土地売買等の契

約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととされています。

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することとしています。

(4) 開発事業についての行政指導

面積1ヘクタール以上の開発を行う事業については、開発事業者に対し、計画段階から「島根県土地利用対策要綱」に基づく指導を行っています。

この指導は、災害等の防止や自然環境の保全を図りながら、適正な開発を確保することを目的としています。

平成21年度における指導の状況は、次表のとおりです。

表5-1-2 開発事業についての指導件数

事業の種類	宅地造成	土石等採取	敷地造成	ゴルフ場	産廃処分場	その他	計
件数	3	1	0	0	0	1	5

なお、上記のほか、国、地方公共団体、公社等が行う公共事業等については、「公共事業等に関する連絡調整要綱」により8件の連絡調整を行いました。

第2節 公害防止と公害防止体制の整備【環境政策課】

1 公害防止協定

公害防止協定とは地方公共団体又は住民と企業の間、公害防止を目的に締結される協定です。

県内においても、地域住民の生活環境保全意識の高まりを背景として地方公共団体や漁業協同組合、自治会、住民団体と企業の間で多くの公害防止協定が締結されています。誘致企業についても、環境保全の立場から県や地元市町村と協定を締結しています。

これらの内容は、工場の立地条件、操業内容等によりそれぞれ特色のあるものとなっており、法令による一律の規制に上乘せした規制基準を定めるなど、きめ細かい対策がとられています。

公害防止協定の締結は、業種別にみると製造業が最も多く、中でも窯業土石業が多くなっています。

2 公害紛争・苦情

(1) 公害紛争・苦情処理体制

① 公害紛争の処理

公害紛争処理のため、公害紛争処理法に基づいて公害等調整委員会が設置され、ここで全国的な紛争に係るあつせん、調停、仲裁及び裁定が行われています。

本県では、同法第18条の規定により公害審査委員候補者名簿の方式を採用し、公害等調整委員会の管轄に属さない紛争についての処理にあたっています。平成21年度は調停の申請が1件あり、現在までに手続きを進めた事件は10件です。

② 公害苦情の処理

公害に関する苦情は地域に密着しており、また公害紛争のもとになるので、迅速かつ適正に処理する必要があります。本県では、「島根県公害等対策事務処理要領」(昭和44年12月制定、50年11月改正)で公害苦

情の処理及び公害防止に関する事務の取扱いについて定め、県と市町村の事務分担の明確化を図っています。

(2) 公害苦情の状況

① 公害苦情件数

平成21年度に新規で受け付けた苦情は493件で、前年度と比較して39件減少しました。また、前年度からの繰り越し件数は18件でした。

② 種類

典型7公害の苦情の合計は218件で、このうち大気汚染が95件と最も多く、次に悪臭の51件、水質汚濁の37件、騒音の33件と続いています。典型7公害以外の苦情の合計は290件で、このうち廃棄物投棄が209件でした。

発生源は不明が174件と最も多く、次いで個人が174件、会社・事業所が109件でした。

③ 処理

「苦情が解消した」が197件と最も多く、次いで「加害行為又は被害の原因がなくなった」が160件、「申立人が当局の措置又は説明に納得した」が36件でした。翌年度に繰り越した苦情は21件でした。

3 公害防止管理者制度

民間における公害防止体制の整備を図るため、昭和46年に「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、一定規模以上の工場に対しては公害防止の知識及び技術能力を有する者(公害防止管理者等)の選任が義務づけられました。

公害防止管理者の資格は、国家試験に合格するか、あるいは資格認定講習の課程を修了するかにより取得することができます。

なお、平成21年度における公害防止管理者等の選任状況は表5-2-3のとおりです。

第5章 共通的・基盤的な施策の推進

表5-2-3 公害防止管理者等の届出状況

(H22. 3. 31現在)

業 種	選任特定工場	公害防止総括者	公害防止主任管理者	公害防止管理者										
				大気関係				水質関係				騒音振動関係	粉じん関係	ダイオキシン関係
				第一種	第二種	第三種	第四種	第一種	第二種	第三種	第四種			
製造業	136 〔146〕	96	3	3	0	11	43	1	16	3	2	1	72	3
エネルギー供給業	3 〔4〕	4	1	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0
合計	139 〔150〕	100	4	3	0	15	43	1	16	4	2	1	72	3

(注) 選任特定工場欄〔 〕内は特定工場数

第3節 環境マネジメントシステムの運用【環境政策課】

県では平成15年2月に本庁（本庁舎、南庁舎、県議会議事堂及び警察庁舎等を含む）を対象としてISO14001の認証を取得し、平成17年2月には益田合同庁舎にもサイトを拡大してEMS（環境マネジメントシステム）を運用してきました。

平成20年4月より、これまでISO14001による環境マネジメントシステムの運用により培われた成果を活かし、全庁統一した独自の環境マネジメントシステムの運用を行っています。

1 オフィス活動及びグリーン購入

平成21年度の運用結果については第3章をご覧ください。

2 イベント事業、公共事業に係る環境配慮

イベントの開催及び公共事業の実施に伴う環境影響に配慮するため、「イベント環境配慮指針」及び「公共事業環境配慮指針」に基づき事業を実施しました。

第4節 経済的措置【中小企業課】

1 環境保全施設の設置等に対する支援

事業活動に伴う公害を防止し、環境への負荷を低減することは事業者にとっての責務ではありますが、この設備投資は生産性を高めるもの

が少ない非収益性投資であるため、特に中小企業者にとっては、これらの設備の設置が難しい場合が多いと考えられます。そのため県では、低利な融資制度として、「環境資金」等を設け環境保全施設の整備促進を図っています。

平成21年度は、利用がありませんでした。